

所得控除額の計算方法

世帯の所得金額からつぎの表の控除を差し引いてください。1の入居する家族の控除は单身者を除くすべての世帯に該当します。3～8の控除が該当する場合は、1および2の控除に併せて差し引いてください。

控除の種類	控除を受けられる方	控除額
1 同居親族控除	申込者を除く同居しようとする親族（婚約者、内縁関係を含む） ・ 出産予定の子は含みません。 ・ 同居しようとする親族は所得税法上の扶養関係がなくとも控除の対象となります。	1人につき 380,000円
2 別居親族控除	所得税法上の扶養親族のうち、入居はしないが入居者の扶養を受けている方 ・ 例：東京の大学に下宿しながら通っている扶養親族	1人につき 380,000円
3 特定扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢が満16歳以上23歳未満の方 ・ 配偶者は該当しません。	1人につき 250,000円
4 老人控除対象配偶者控除	所得税法上の控除対象配偶者のうち、年齢が満70歳以上の方	1人につき 100,000円
5 老人扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢が満70歳以上の方 ・ 配偶者は該当しません。	1人につき 100,000円
6 寡婦控除 寡夫控除	所得税法上寡婦または寡夫控除が認められている場合のみ控除の対象となります 寡婦控除…次のいずれかに該当する場合 (1) 夫と死別もしくは離婚または夫の生死が不明の方で、扶養親族か生計を一にする子がいる女子 (2) 夫と死別または夫の生死が不明の方で年間の所得額が5百万円以下の女子 寡夫控除…妻と死別または離婚し、または妻の生死が不明で、生計を一にする子がいる年間の所得額が5百万円以下の男子 ・ 寡婦、寡夫とも死別、離婚、配偶者の生死が不明となった後に婚姻していない方をいいます。 ・ 寡婦、寡夫とも所得があるときに限り控除します。所得のない方は控除しません。 ・ 生計を一にする子とは所得がない又は年間の所得額が38万円以下で他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子のことです。 ・ 「配偶者」「夫」「妻」「離婚」「婚姻」とは民法上の規定によるもので、いわゆる内縁関係によるものは含みません。	1人につき 270,000円 (ただし、所得が27万円以下の場合はその所得金額)
7 特別障害者控除	申込者、同居しようとする親族または扶養親族で次のいずれかに該当する方 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方…このうち1～2級は特別障害者控除 (2) 療育手帳の交付を受けている方…このうちA-1、A-2は特別障害者控除 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方…このうち1級は特別障害者控除	1人につき 400,000円
8 障害者控除	(4) 戦傷病者手帳の交付を受けている方…このうち特別項症から第3項症までは特別障害者控除 (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方…特別障害者控除 (6) その他、障害者と認められる公的な証明ができる方	1人につき 270,000円

先の例での控除を計算すると下のようになります。

北九州	A 夫	申込者本人。会社員。満49歳。
北九州	B 子	妻。専業主婦。満45歳。
八幡	C 子	長女。事業専従者。満25歳。同居を希望。
八幡	D 夫	長女の夫。事業主。満30歳。同居を希望。
小倉	E 子	妻の母。老齢年金受給中。満65歳。夫と死別。同居を希望。
北九州	F 夫	長男。満21歳。同居を希望。

該当する控除は以下のとおり

同居親族控除	……………	380,000円 × 5人 = 1,900,000円 …… ⊕
控除合計		1,900,000円 …… ⊙